

## 協会の新体制について

理事・京都大学名誉教授 西本 孝一

平成20年12月から新しい公益法人制度が施行され、5年の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には、その公益法人は解散となります。公益法人制度の改革の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することです。

従来の公益法人には、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。両者の選択は、その内容をよく調査して決定しなければなりません。

従来の公益法人におかれている理事会や評議員会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により、おかれている任意の機関でありました。しかし新制度においては、法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められています。したがって、従来の公益法人が新制度に移行した場合には、法律にのっとった選任等の手続を定款に定め、評議員の選任を行うことが必要となります。

新制度では評議員・評議員会は、役員や理事会を監督する役割を担いますので、理事や理事会が評議員を選ぶことは出来なくなります。さらに、新制度では委任状による代理出席が認められなくなりますので、必ず本人が理事会・評議員会に出席しなければならなくなります。

当建築研究協会において、公益財団法人にするか、一般財団法人に移行するかは選択しなければなりません。そのためには両者の内容を十分に調査して、当協会に最も有利な法人に移行することが望ましいと思います。これらのことを考えると、一般財団法人に移行する方が良いと思われます。

このような法人になりました場合には、執行部の変更が必要であって、一般の業務は従来と全く変わることがありませんので、当協会の職員は安心して業務に専任されることを希望いたします。